

一般定期健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者の割合が増加を続けております。

あなたの事業場の労働者は大丈夫ですか。

「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」により健康診断結果に基づく就業上の措置を適切かつ有効に実施してください。

産業構造の変化、働き方の多様化を背景とした労働時間分布の長短二極化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境は大きく変化してきています。その中で、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの異常の所見があると認められる労働者が5割近くに及ぶ状況にあり、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合も年々増加しています。さらに、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死等の重大な事態に至る「過労死」等の事案が増加する傾向にあり、社会的にも大きな問題となっています。

このような状況の中で、労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が労働者の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠であります。そのためには、事業者は、健康診断（「自発的健康診断」及び「二次健康診断」を含む。）の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について聴取した医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の意見を十分勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師等の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講ずる必要があります。

厚生労働省では、健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定、健康情報の適正な取扱い等についての留意事項を「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」として公表しております。

#### 一般健康診断における有所見者率の推移

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
全国	46.2%	46.7%	47.3%	47.6%	48.4%
三重県内	43.6%	45.4%	44.9%	45.5%	47.1%

#### 改正のポイント

労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）及び「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき健康診断の結果に基づく事後措置に関して改正された主なポイントは、次のとおりです。

- 一般健康診断に加え、特殊健康診断の結果についても、労働者本人への結果の通知が義務となりました。
- 健康診断実施後の措置として、医師等による就業上の措置に係る意見を衛生委員会等へ報告することが義務となりました。
- 健康診断の結果等の個々の労働者の健康に関する個人情報の保護に関する規定が明確になりました。
- 健康診断結果の記録の電磁的保存について、留意すべき点が示されました。

上記の改正ポイントのほか、

長時間労働者への医師による面接指導、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づくメンタルヘルス対策、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づく対策などの実施が規定されております。

改正労働安全衛生法等及び「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づく健康診断の実施及び事後措置の流れは、裏面を見てください。



# 健康診断実施及び実施結果に基づく事後措置の流れ

## 衛生委員会における調査審議(安衛法第18条第1項)

- 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。(安衛法第18条第1項第1号)
- 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。(安衛法第18条第1項第2号)
- 定期に行われる健康診断、法第66条第4項の規定による指示を受けて行われる臨時の健康診断、法第66条の2の自ら受けた健康診断及び法に基づく他の省令の規定に基づいて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。(安衛規則第22条第1項第7号)
- 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。(安衛規則第22条第1項第8号)

健康診断の実施(注1)  
(安衛法第66条第1項~第4項)

※ 対象労働者全員の実施

健康診断結果(医師判定)の受領

所見なし

所見あり

- ※ 健康診断個人票の作成及び保存
- ※ 健康診断結果の労働基準監督署への報告(一般健診は労働者50人以上)

健康診断結果の労働者への通知  
(安衛法第66条の6)

保健指導の実施  
(安衛法第66条の7)

医師等の意見聴取(安衛法第66条の4)  
医師の意見(就業区分)

通常勤務  
でよい

勤務を制限する  
必要がある

勤務を休む必要  
がある

意見を聴く医師等

- 産業医
- 産業医の選任義務のない事業場は、地域産業保健センター(注2)の登録産業医等

医師等に意見を聴くにあたっては、労働者の作業環境、労働時間、過去の健診結果、面接指導の結果などを知らせてください。

健康診断の実施、事後措置に当たってはプライバシーの保護が重要です。

就業上の措置の決定等(安衛法第66条の5)

医師等の意見を参考にその労働者の実情を考慮して就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などを行ってください。

注1:健康診断を実施した場合の事業者が講じる事後措置のほか、自発的健康診断受診者がその結果を提出した場合の事後措置があります。

注2:地域産業保健センターは、厚生労働省の委託を受け、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象に職場の健康管理のサポートを無料で行っている機関です。

以上のことでご不明な点がございましたら、三重労働局(安全衛生課 059-226-2107)又は最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。